

令和3年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和3年3月8日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月8日午前10時00分開会
3. 令和3年3月8日午後2時22分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	西原利沙
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長兼農林振興課長	富下健次	会計管理者	泉法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	住民課長	有働和明
農業委員会事務局長	松尾修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前渊康彦	病院事務部長	池上圭造
特養施設長	樋口幸広		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告及び施政方針
日程第5	議案第6号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6	議案第7号	和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第7	議案第8号	和水町介護保険条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
日程第9	議案第10号	和水町学校教育施設整備基金条例の制定について
日程第10	議案第11号	和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第12	議案第13号	和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	令和2年度 和水町一般会計補正予算（第11号）
日程第14	議案第15号	令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第16号	令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第17号	令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第18号	令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第19号	令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第20号	令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第21号	令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第21	議案第22号	令和3年度 和水町一般会計予算
日程第22	議案第23号	令和3年度 和水町国民健康保険事業会計予算
日程第23	議案第24号	令和3年度 和水町介護保険事業会計予算
日程第24	議案第25号	令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第25	議案第26号	令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計予算
日程第26	議案第27号	令和3年度 和水町簡易水道事業会計予算
日程第27	議案第28号	令和3年度 和水町下水道事業会計予算
日程第28	議案第29号	令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
日程第29	議案第30号	令和3年度 和水町春富財産区特別会計予算
日程第30	議案第31号	令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第31	議案第32号	令和3年度 和水町病院事業会計予算
日程第32	議案第33号	南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について
日程第33	議案第34号	和水町斎場条例の廃止について
日程第34	議案第35号	町道の路線認定について
日程第35	議案第36号	新町建設計画の変更について
日程第36	議案第37号	財産の処分について（旧神尾小学校・土地）
日程第37	議案第38号	財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）

日程第38 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

日程第39 陳情等の委員会付託等について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和3年第1回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番白木淳君、3番齊木幸男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第1回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例9件、補正予算8件、当初予算11件、その他6件、人事案16件の計50件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、町立病院の説明者の出席を要請しております。

また、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受

けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配付しております。

熊本県における新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除となりましたが、各位におかれましては、気を緩めることなく、感染予防対策を十分講じられ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

改めまして、令和3年第1回和水町議会定例会の行政報告並びに施政方針の御挨拶をさせていただきます。

令和3年第1回定例会を招集いただきましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せていただき、様々な御意見を賜っておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、令和3年第1回和水町議会定例会の開催に際し、行政報告及び施政方針の説明を申し上げます。

昨年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後も感染拡大が続き、1か月以上も続いた緊急事態宣言や東京オリンピック・パラリンピックの今年の7月への延期の決定、また、社会生活の自粛やイベントの縮小など様々な影響が出ております。

また、昨年7月の豪雨災害に関わる道路等の復旧についてであります。現在、契約などの事務手続を進めており、手続が完了した地区から随時工事に着手いたしております。町民の皆様安心して暮らしていただくためには、道路や河川の復旧は大変重要でありますし、農用地等につきましても、可能な限り早期復旧に向けて努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和2年12月定例会以降の行政報告を申し上げます。

12月27日から30日までの4日間、和水町消防団年末警戒が実施されました。例年であれば、初日に議員の皆様とともに消防団員の規律の順守を行っていたところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小し、各分団の副分団長以上で出発式のみを行いました。また、当感染症対策として、出初め式の開催も見送る運びとなりました。

そのような厳しい状況の中ではありますが、消防団員の皆様には、当感染症対策をしながら、年末警戒等の防災活動に御尽力をいただいております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、1月4日には、和水町成人式を開催し、78名の新成人をお祝いをさせていただいたところであります。

1月13日には、フクヒロJP応援キャンペーン記者発表会を行いました。日本郵便と和水町との間で包括連携協定を締結しており、その取組の一環として、県内の郵便局にのぼりやポスターを設置していただき、フクヒロペアの応援をする取組です。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

以上をもちまして、令和2年12月定例会以降の行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和3年度に向けた施政方針を申し上げます。

和水町におきましては、人口減少と少子高齢化が大きな課題であります。その課題を改善すべく、令和3年度は定住促進事業のさらなる推進や空き家等の実態調査、また、道路の整備や特定不妊治療助成制度等に取り組み、住みたいまち和水の創造に努めてまいります。

定住促進事業のさらなる推進につきましては、昨年販売を開始いたしました藤田さくらタウン分譲地の販売推進や移住定住相談センターの新設、また、空き家バンク事業を充実させ、より多くの方に和水町に住んでいただけるような環境整備に努めてまいります。

また、空き家等の実態調査につきましては、町内において空き家が年々増加していることから、その実態調査を実施し、予防、適正管理、利活用につなげていきたいと考えております。

道路の整備につきましては、菰田橋の架け替えに向け、菊池河川事務所や熊本県土木部としっかりと調整を行っているところであります。

また、主要県道7路線の改良につきましても、改良促進につなげるよう、県当局への強力な働きかけを行ってまいります。

町道につきましても、江田高野線と岩線の2路線の事業を今後も継続して実施してまいります。生活の基盤となる道路が整備されることで、近隣からのアクセス強化、交通渋滞緩和等が見込まれ、住みよいまちづくりを推進できると考えております。

特定不妊治療助成制度につきましては、体外受精や顕微鏡受精に伴う費用負担を助成し、妊娠を望んでおられます御夫婦の経済的負担を軽減させるもので、少子対策に寄与するものであると考えております。

このような施策に加え、子育て支援や教育、福祉の充実、農林業、商業、観光の振興などに取り組み、住みたいまち和水の創造に全力を注いでまいります。

議員の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力のほど、お願いを申し上げます。

さて、本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例制定改正等の議案が9件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算議案が8件、令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算議案が11件、人事に関する議案が16件、その他6件の、計50件の議案を上程しており、御審議をお願いするところでございます。

なお、令和3年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出総額73億7,642万円を計上いたしております。事業費が大きいものとしたしましては、道路改良工事の工事請負費としまして、

国や県の補助事業分として2億3,800万円、町の単独事業として6,900万円を計上いたしております。また、ふるさと応援寄附金返礼品代等の報償費として2億1,586万円を計上いたしております。その他、令和2年度に整備しました学習用端末機やネットワーク環境を十分に活用していくために、ICT支援業務等の委託料として724万8,000円を計上いたしております。

その他、令和3年度当初議案を含む各議案の詳細につきましては、この後で、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び施政方針を終了し、令和3年第1回和水町議会定例会開会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第5 議案第6号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第6号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました、議案第6号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町国民健康保険税条例の一部改正について

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和水町国民健康保険税条例（平成18年和水町条例第56号）の一部を、次のように改正する。

第2条、第2項及び第3項中「及び資産割額」を削り、同条第4項中「及び資産割額」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条、第1項中「100分の7.20」を「100分の8.80」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条、削除。

第5条中「25,400円」を「27,400円」に改める。

第6条中「100分の2.80」を「100分の3.10」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条、削除。

第7条の2中「8,200円」を「9,200円」に改める。

第8条中「100分の2.70」を「100分の2.80」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条、削除。

第9条の2中「10,300円」を「15,200円」に改める。

第9条の3を削る。

第23条、第1号ア中「17,780円」を「19,180円」に改め、同号ウ中「5,740円」を「6,440円」に改め、同号オ中「7,210円」を「10,640円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「12,700円」を「13,700円」に改め、同号ウ中「4,100円」を「4,600円」に改め、同号オ中「5,150円」を「7,600円」に改め、同号カを削り、同条第3号ア中「5,080円」を「5,480円」に改め、同号ウ中「1,640円」を「1,840円」に改め、同号オ中「2,060円」を「3,040円」に改め、同号カを削る。

附則、施行期日、1、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

適用区分、2、この条例による改正後の和水町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由、国民健康保険事業会計の財政安定化を図るため、関係条例を整備する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

今回の改正では、課税の算定方法を現行の所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止し、3方式といたします。

また、医療分・支援分・介護分それぞれの所得割及び均等割の率を変更し、医療分・支援分の均等割は据え置きます。また、介護分の平等割を廃止します。

以上で、議案第6号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第6 議案第7号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第7号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました、議案第7号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町国民健康保険条例の一部改正について

和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和水町国民健康保険条例（平成18年和水町条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則、第4項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条

の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由でございます。令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布されました。これにより、市区町村及び各保険者においても国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することを目的とし、条例を改正する必要があります。

これが、この条例を提出する理由でございます。

以上で、議案第7号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく、令和3年度から令和5年度までの第8期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に合わせ、保険料率の適用期間、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

この一部改正は、平成30年度から始まりました第7期の和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が、令和3年3月31日をもって終了いたします。4月からについては、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期の計画により運営してまいりますので、この条例の中で定めております第2条の保険料率の適用期間の改正が大きな目的でございます。

また、この改正に併せまして、条例の文言等の不備を補う改正も一緒に行っております。

なお、第8期の介護保険料の月額基準額につきましては、第7期と同額の5,800円であり、介

護保険料の改正は行いません。

以上で、議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第9号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

議案書の30ページの下段を御覧ください。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、関係条例の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

今回の関係条例の改正につきましては、4つの条例を行うこととなります。

1つ目が、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例です。議案書1ページ目から15ページ目までの中段で、第1条の中で改正しております。

2つ目が、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例です。議案書15ページ中段から21ページ下段までの第2条の中で改正しております。

3つ目が、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。議案書21ページ下段から24ページ中段までの第3条の中で改正しております。

4つ目が、和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例です。議案書24ページ中段から30ページまでの第4条の中で改正しております。

今申し上げました4つの条例が改正する内容と関連しているため、一括改正することとなります。

主な条例改正の内容でございますが、まず、介護現場の業務効率化及び負担軽減に伴う改正です。

具体的には、グループホームの業務の効率化や会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等及び記録の保存等の電磁的対応の追加です。

2点目が、地域包括ケアシステムの推進に伴う改正です。

具体的には、認知症介護基礎研修の受講の義務づけの内容です。

3点目が、感染症対策の強化に伴う改正となります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症等の対策強化と業務継続に向けた取組の強化等となります。

以上で、議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」御説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第10号 和水町学校教育施設整備基金条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第10号「和水町学校教育施設整備基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号「和水町学校教育施設整備基金条例の制定について」

和水町学校教育施設整備基金条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町学校教育施設整備基金条例

設置

第1条、町は、学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、和水町学校教育施設整備基金を設置する。

積立て

第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

管理

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。

運用益金の処理

第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

繰替え運用

第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分

第6条、町長は、学校施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

委任

第7条、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は交付の日から施行する。

提案理由でございますが、学校施設の整備に要する費用に充てることを目的に、和水町学校教育施設整備基金を設置するため、この条例を定める必要がございます。

これが、この条例案を提出する理由であります。

以上で、議案第10号「和水町学校教育施設整備基金条例の制定について」の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第10 議案第11号 和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第11号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」

和水町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由でございますが、菊水共同調理場の改築工事が令和3年3月に竣工し、仮設調理場から機能を移転し4月から稼働する予定でございます。そのため、和水町共同調理場設置条例を改正する必要がございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。

第2条の表中、名称、「和水町学校給食菊水共同仮設調理場」を「和水町学校給食菊水共同調理場」に、位置、「和水町大田黒577番地」を、「和水町江田4179番地」に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第11号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくよろしくお願いいたします。

日程第11 議案第12号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第12号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） ただいま議案となりました議案第12号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について

和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例

設置

第1条、金栗四三の功績を検証し、もって地域文化の向上及び地域の活性化を図るとともに、教育及びスポーツの振興を図るため、和水町金栗四三の生家施設（以下、生家施設という。）を設置する。

名称及び位置

第2条、生家施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、金栗四三の生家、位置、和水町中林546番地、広場、和水町中林546番地。

事業

第3条、生家施設は、次に掲げる事業を行う。

第1号から第6号のとおりでございます。

所管

第4条、生家施設は、和水町教育委員会の所管とする。

利用時間

第5条、生家施設の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、教育委員会は必要によりこれを変更することができる。

利用できない日

第6条、生家施設と利用できない日は、次に掲げるとおりとする。

第1号、火曜日。火曜日が国民の祝日に関する法律第3条の規定により休日とされる日に当たるときはその翌日。

第2号、12月26日から翌年1月4日まで。

第2項、教育委員会は、生家施設の管理上、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、生家施設を利用できない日を変更し、または臨時に生家施設を利用できない日を定めることができる。

利用の制限

第7条、教育委員会は、生家施設の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、生家施設

の利用を制限することができる。

第1号、他の利用者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき。

第2号、その他、生家施設の管理上、支障があるとき。

屋外観覧料

第8条、利用者が生家の屋外において、生家及び広場を観覧する場合の観覧料は無料とする。

使用の許可

第9条、生家施設を使用しようとする者（生家の屋外から生家を観覧する者を除く）は、使用する日の10日前までに教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

第2項、教育委員会は、第1項の許可をする場合において、管理上、必要な条件を付することができる。

使用の不許可

第10条、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、生家施設の使用を許可しないものとする。

第1号から第4号のとおりでございます。

許可の取消し等

第11条、教育委員会は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、または管理上、支障があると認めるときは、使用の許可を取消し、もしくは変更し、または使用を停止させることができる。

第1号から第3号のとおりでございます。

第2項、前項の規定による許可の取消し等によって生ずる損害については、その責めは負わないものとする。

使用料

第12条、使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の表に掲げる使用料を納めなければならない。

第1号、生家の屋内を観覧するとき、個人200円、団体（20人以上）100円。1人、1日当たりでございます。

第2号、生家または広場において、展示、イベント、講座等を開催するとき。1団体、1日当たり、生家、町民及び町内事業所1,000円、町外者2,000円。広場、町民及び町内事業所500円、町外者1,000円。

第2項、前項の使用料は全納とする。

第3項、既納の使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

使用料の減免

第13条、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、または免除することができる。

第1号、文化向上、教育振興、またはスポーツ振興に寄与すると認められる者が使用するとき。

第2号、その他、町長が特別な事情があると認めるとき。

損害賠償

第14条、利用者及び使用者は、故意または過失により生家施設及び設備等を損傷し、または滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、損害賠償義務の全部または一部を免除することができる。

委任

第15条、この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由の説明を申し上げます。

金栗四三の功績を検証し、町民の知識を深め、地域文化の向上、地域活性化、教育振興及びスポーツ振興を図るため、和水町金栗四三の生家施設を設置する必要がございます。これは、現行の和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例が、令和3年3月31日をもって失効することから、新たにこの条例を提案するものでございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第13号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第13号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） ただいま議案となりました議案第13号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の2の表を次のように改める。

和水町総合グラウンド、和水町三加和グラウンド、和水町春富グラウンド、和水町多目的広場。

(1) グラウンド使用料、第1グラウンド野球場、町内1時間当たり200円、町外500円、第1グラウンドトラック、町内200円、町外500円、第2グラウンド、町内200円、町外500円、第3グラウンド、町内100円、町外250円、第1から第3グラウンドの全面、町内600円、町外1,500円、以上、和水町総合グラウンドでございます。

和水町三加和グラウンド、町内200円、町外500円。

春富グラウンド、町内100円、町外250円。

多目的広場、町内100円、町外250円。

備考

1、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2、使用者が入場料等の徴収、その他、これに類する行為等をする場合は、町外者料金の倍額とする。

別表の3の表を次のように改める。

(2) 夜間照明施設使用料、照明設備4基使用の場合、1時間当たり、町内者1,000円、町外者2,000円。これは和水町総合グラウンド、三加和グラウンド、春富グラウンド、多目的広場の倍です。

照明設備6基使用の場合、町内、1時間当たり1,500円、町外3,000円。これは和水町総合グラウンド、三加和グラウンドの倍です。

備考

1、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2、使用者が入場料等の徴収、その他、これに類する行為等をする場合は、町外者料金の倍額とする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由でございます。

和水町総合グラウンドの面的拡大整備に伴い、和水町総合グラウンドを含む町内グラウンドの使用料を見直すため、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由です。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第14号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第11号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第14号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第14号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第11号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙、裏面を御覧いただきたいと思います。

令和2年度和水町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ110億6,452万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

債務負担行為の補正

第3条、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正による。

地方債の補正

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表 地方債補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

説明は、歳入歳出補正予算事項別明細書にて、主なものを説明を申し上げます。

11ページを御覧いただきたいと思えます。

まず歳入ですけれども、基本的には、国や県から交付された実績に応じて、また、補助金等にあっては事業実績に応じて補正を行っております。補正額の大きいものとして、7款地方消費税交付金に3,187万2,000円を追加いたします。交付金の額の決定を受けて補正するものです。

13ページを御覧いただきたいと思えます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金に2,402万6,000円を追加いたします。当初の見込み以上の保育園の利用増によるものです。

次に、同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、2節保健衛生費国庫補助金に100万円を追加いたします。新型コロナワクチン接種に係る接種体制確保事業費補助金で、ワクチン接種の履歴をマイナンバーの番号と関連づけ、国にデータとして送信するためのシステム改修の財源とするものでございます。

一番下、4目土木費国庫補助金に2,077万9,000円を追加します。これは、2節道路整備交付金、防災安全社会資本整備交付金として、蛇田高野線などに充当するものです。また、その下、3節道路整備補助金、道路メンテナンス補助金として、橋梁のメンテナンスに充当いたします。

15ページを御覧いただきたいと思えます。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金に4,566万円を追加します。増額分は、農業農村整備事業補助金として、防災重点ため池のハザードマップ作成業務補助金でございます。

17ページを御覧ください。

上から2段目、18款寄附金にふるさと応援寄附金として1億9,000万円を追加いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出の説明を申し上げます。

20ページをお開きください。

20ページ、一番下の段、6目企画費に2億2,483万8,000円を追加いたします。増額補正の主なものとして、7節報償費ふるさと応援寄附金謝礼4,250万円。

21ページ、11節役務費、ふるさと応援寄附金受付システム手数料5,250万円、14節工事請負費、移住定住整備工事1,611万1,000円、24節積立金9,500万1,000円などでございます。

27ページを御覧いただきたいと思えます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料のシステム改修業務委託料に100万円を追加いたします。歳入で申しあげましたワクチン接種履歴をマイナンバーと関連づけ国にデータとして送信するためのシステム改修に係る委託料でございます。

29ページを御覧ください。

下から2段目になります、6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費に6,329万7,000円を追加します。歳入で説明しました防災重点ため池ハザードマップ作成業務費を計上いたしております。

32ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費に4,905万7,000円を追加します。蛇田高野線の舗装修繕工事等による増額補正でございます。

39ページをお開きください。

11款災害復旧費、1目農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費の14節工事請負費に206万1,000円を追加いたします。岩地区の単県治山復旧工事費の補正でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費について説明を申し上げます。

全部で16事業を繰り越します。

上から、2款総務費、コロナ対策事業費（企画費）として、コンテナハウスによる移住定住センターを整備し、そこを拠点として事業を進める計画でございます。計画変更により工期が不足するために2,930万円を繰り越します。

4款衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業として、ワクチン接種履歴を、先ほど言いましたマイナンバーと関連づけ、国にデータとして送信するためのシステム改修に係る委託料です。国からの通知等々が3月1日にあり、年度内にシステム改修に必要な期間が確保できないために100万円を繰り越します。

6款農林水産業費、土地改良事業事務経費として、防災重点ため池ハザードマップ作製業務で、事業の認定が年度末となり、適正工期を確保するために6,500万円を繰り越します。

6款農林水産業費、林業振興事務経費で、蜻浦線、日平線の間伐作業道工事で、技術者等の確保に期間を要したために199万7,000円を繰り越します。

7款商工費、コロナ対策事業費（観光費）として、肥後民家村周辺へのWi-Fiを設置する事業です。設置場所の現地調査に時間を要したために、1,818万8,000円を繰り越すものです。

8 款土木費、土木費補助事業経費として、昨年の7月豪雨での被災箇所が大変多く、業者へ依頼しても工期が確保できず本年度中に完了する見込みがないために、835万円を繰り越すものです。

次に、8 款土木費、交付金修繕事業から以下5 事業にあつては、工事箇所が余りにも多く、工事時期が集中したための労務者等の手配調整に日数を要したため繰り越すものです。5 つの事業費の合計2 億9,843万1,000円です。

10 款教育費、コロナ対策事業費（体育施設）として、総合グラウンドジョギングコース外灯整備工事で、関連事業の遅れと基本設計に期間を要したため、2,345万円を繰り越すものでございます。

11 款災害復旧費、農地等災害復旧事業として、農地44か所、水路等施設80か所、4 億6,164万1,000円を繰り越します。その下、林業施設災害復旧事業として、中和仁地区・岩地区治山事業として1,014万1,000円、その下、公共土木施設災害復旧事業として、河川30か所、道路11か所の事業費4 億3,800万1,000円、その下、町有財産災害復旧事業として、（旧）南小学校のプール法面災害復旧事業に30万円を繰り越すものです。いずれも、県との協議に日数を要したことや、労務者の手配調整に日数を要したこと、また、近隣の災害復旧が完了しなければ、当該被害箇所の着工ができないなどの理由で繰り越すものでございます。総額13億5,579万9,000円となります。

6 ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正について説明を申し上げます。

追加として、人材派遣業務委託料、期間、令和3 年度、限度額993万6,000円です。

新型コロナウイルス接種に係る支援員の確保のために、早期の人員確保を狙いとして債務負担行為を補正するものでございます。

7 ページをお開きください。

第4表 地方債補正、追加として減収補填債、限度額860万円を追加します。

この起債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を大きく上回る大幅な減収が生じる税金について、令和2 年度限りの措置として地方財政法を改正し、減収補填債の対象税目に次の税が追加されました。地方消費税交付金額、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税です。これらの税額について、減収となった分について措置されるものでございます。

8 ページをお開きください。

第4表 地方債補正、変更として令和2 年度において、これまで予算化された地方債について、実績に応じて補正するものでございます。全9 事業の補正前の額7 億4,260万円から3,950万円を減額し、7 億310万円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第15号 令和2 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第15号「令和2 年度和水町国民健康保険事業会計補正予

算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第15号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,078万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、令和3年3月から保険資格をマイナンバーカードを利用して資格確認ができるようになるため、オンライン資格確認等に係る運営経費として国保連合会への手数料が追加となったため役務費を5,000円追加し、また、国へ報告する調整交付金等システム報告様式が新たに追加されるためシステムの改修を行う必要がございます。この委託料を7万7,000円追加いたします。

9款諸支出金、3項繰入金、2目直営診療施設設定繰出金を119万2,000円減額補正します。これは、病院事業会計において実施している救急患者受入れ体制支援事業、国保保健事業、直営施設整備事業に係る交付申請を12月に行い、交付予定額が決定したことに伴うものでございます。

次に5ページを御覧ください。

歳入を御説明いたします。

6款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金は、歳出で説明しました国保直営施設に係る交付予定額が決定したことに伴い、119万2,000円減額補正いたします。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、8万2,000円増額補正し、1億1,486万8,000円といたします。

以上で、議案第15号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第15 議案第16号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第16号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算

(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長(坂口圭介君) ただいま議題となりました議案第16号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)」について御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,897万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,000万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

今回の補正につきましては、令和2年度の介護給付費が10か月分確定しております。それに伴い、本年度の歳入予定額並びにこれからの歳出予算額の見通しを基に、予算額の増減補正を行っております。

まず、歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費ですが、督促手数料が特定財源として見込まれたことにより、1万3,000円を一般財源から特定財源に組替えを行いました。

次に、2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目の居宅介護サービス給付費並びに3目の地域密着型介護サービス給付費を合わせて4,000万円の減額補正いたします。これは、いずれも利用者減に伴う減額補正となります。

同じく2項介護予防サービス等諸費、3目の地域密着型介護予防サービス給付費として300万円、並びに次の6項特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費を500万円減額補正いたします。これも、利用実績に伴い予算の減額をいたしております。

次に、9ページになります。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目の介護予防・生活支援サービス事業費を1,097万9,000円減額補正いたします。この内訳は、通所型サービスB事業として、なかよし会、ふれあい会の利用者減による減額と介護予防・日常生活総合事業の利用実績が新型コロナウイルス感染症の影響により見込みよりも減少したための減額補正となります。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧になってください。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料を701万8,000円増額補正いたします。これは、令和2年度中に65歳を迎えられた方たちの所得段階が見込みよりも高かった

ことによるものが主な要因でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目の介護給付費負担金を2,347万9,000円減額補正いたします。これは、介護給付費に伴う国庫負担金額が確定いたしましたので、確定額に合わせて減額したことになります。歳出である介護給付費は、1 年間の実績は出ておりませんので、負担金額の過不足については、次年度で清算となります。

次に、同じく2 項国庫補助金、1 目の調整交付金を847万6,000円減額補正いたします。この調整交付金は、第1 号被保険者の総数に対する75歳以上の方の割合や各所得段階別の分布状況を考慮し、市町村格差による介護保険の財政の不均衡を是正するために交付されるものでございます。介護給付費が見込みよりも抑えられたため、その分の調整交付金も減額になったことによるものでございます。

次に、同じく2 目の地域支援事業交付金の介護予防事業分を522万6,000円減額補正いたします。これは、先ほど歳出で申し上げました介護予防・生活支援事業サービス事業費の委託料分を減額したための減額補正となります。

続きまして、6 ページを御覧になってください。

4 款支払基金交付金と5 款県支出金、並びに7 款の繰入金の増減補正につきましては、令和2 年度のそれぞれの介護給付費に対する交付金、負担金の金額が決定しましたので、それに対する増減補正を行っております。

以上で、議案第16号「令和2 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。20分から開会いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時19分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第17号 令和2 年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第17号「令和2 年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第17号「令和2 年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」につきまして提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

令和2 年度和水町の住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ583万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,098万9,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたしますので、最後の6ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の予算総額であります19万1,000円の全額を減額しております。

今年度の分譲開始に伴いまして、福岡都市圏へのPRに伴う旅費、また、消耗品等の販売促進経費として計上しておりましたが、今年度は新型コロナ感染防止対策で、全ての事業のほうが実施できませんでしたので、全額を減額しております。

続きまして、2款事業費、1項事業費、1目宅地造成事業費を564万円減額しております。内訳としましては、役務費の広告料を44万円減額しています。この減額につきましても、新型コロナ感染防止対策に伴い、福岡都市圏での新聞広告等を計画しておりましたが、中止となったためのものであります。

また、工事請負費として、520万円の減額は、今年度実施しました第2期の造成工事等で全ての工事が完了したことに伴い減額しております。

なお、今年度の販売につきましては、電話対応の問合せ対応や町ホームページの活用、口コミ等で、できる範囲での対応を実施しております。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、5ページのほうで歳入を説明いたします。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入の住宅宅地売払収入を4,216万6,000円減額しております。今年度は、全19区画の全てを販売するというところで、8,227万6,000円を計上しておりましたが、現在の契約の実績が10件となりましたので、未契約分の減額となります。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を3,603万9,000円増額しております。今年度は、全19区画の住宅宅地売払収入を充ててもなお不足する額を一般会計から繰り入れることとしておりましたので、先ほど御説明したとおり、現在の契約実績が10件となりましたので、不足する額を一般会計から繰り入れています。

6款繰越金につきましては、決算により繰越額が確定したことに伴い、29万6,000円増額としております。

以上で、議案第17号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第17 議案第18号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第18号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第18号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ175万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,528万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料の7ページを御覧ください。

2款衛生費、1項施設管理費、1目施設管理費を175万円減額しております。簡易水道施設の電気保安管理委託料マイナス15万円、量水器及び量水器ボックス等取替委託料マイナス30万円、水道台帳システム等委託料マイナス130万円を減額しております。今年度支出した残額分を減額いたしております。

次に、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

5款繰入金、1目一般会計繰入金を45万円減額し、4,493万円となります。こちらは、歳入歳出予算調整のために減額するものです。

8款町債、1目衛生債を130万円減額し、580万円となります。こちらは、水道台帳システム等委託料の支出減に対応する簡易水道事業債を130万円減額するものです。

以上で、議案第18号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第18 議案第19号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第19号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第19号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」
についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ326万2,000円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ7,341万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料の7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を26万7,000円減額し、1,452万3,000円となり
ます。

1節の報酬については、今年度、コロナ禍による影響と料金改定等の審議項目がなかったこと
に伴って、下水道等運営審議会を開きませんでした。全額分20万2,000円を減額するものです。

8節旅費につきましても、同様に費用弁償を減額しております。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費299万5,000円減額し、3,086万1,000円とな
ります。

主なものとして、12節委託料につきまして、浄化槽センター管理費等の執行残176万3,000円、
産業廃棄物処理委託料の執行残50万円等を減額しているところでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金60万円増額し、105万1,000円となりま
す。こちらは、今年度の新規下水道加入者を3戸と見込んでおりましたが、7戸分となりました
ので、分担金を増額するものです。

4款繰入金、1目一般会計繰入金を371万8,000円減額し、4,142万7,000円となります。こちら
は、歳入歳出予算調整のための減額となります。

5款繰越金、1目繰越金を5万6,000円増額し、5万7,000円となります。これは、繰越金が確
定したことにより増額するものです。

7款町債、1目土木債を200万円減額し、440万円となります。こちらは、固定資産台帳更新業

務委託料の支出減に対応する公営企業会計適用債を20万円減額するものです。

以上で、議案第19号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第19 議案第20 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第20号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第20号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

内容について、歳入から御説明をいたします。

予算書資料の5ページを御覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目生活排水処理事業分担金、1 節受益者加入分担金を10万円減額し、588万1,000円となります。こちらは、今年度の浄化槽設置基数が例年度と比べて今年度は25基と多くなりましたけれども、歳入確定分としまして残額を減額しております。

同じく、生活排水処理事業負担金、1 節増嵩経費負担金を12万2,000円増額し、116万8,000円となります。こちらは、今年度の申請者の要望により駐車場タイプなどの追加工事を行った費用負担分を増額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目生活排水処理事業国庫補助金を126万5,000円増額し、1,539万4,000円となります。浄化槽設置の事業実績による増額となります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目生活排水処理事業県補助金を77万6,000円減額し、88万6,000円となります。こちらは、前年度の工事実績に応じて支払われるものです。

5 款繰入金、1 目一般会計繰入金を51万1,000円減額し、3,107万6,000円となります。こちらは、歳入歳出予算調整のため減額を行っております。

8 款町債、1 項町債、1 目衛生債の財源組替えて、下水道債490万円減額し、過疎債に組み替えております。

次に、歳出です。

予算書資料6ページを御覧ください。

今回は、財源補正のみとなります。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費の組替えでは国庫補助金分126万5,000円と分担金の一部2万2,000円を充当し、その合計分128万7,000円の一般財源を減額しております。

3款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、減額となった生活排水処理事業県補助金77万6,000円を一般財源に組替えを行っております。

以上で、議案第20号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第20 議案第21 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第21号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第21号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」について提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページ目を御覧ください。

総則

第1条、令和2年度和水町病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正

第2条、令和2年度和水町病院事業会計予算（以下予算という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

病院事業収益の収入、支出共に578万円を増額し、計の9億3,642万5,000円とするものです。

収入から申し上げます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益を258万9,000円減額、第2項医業外収益を772万8,000円の増額、第3項健康管理センター収益を24万4,000円の減額、第6項特別利益を89万3,000円の増額とします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項の医業費用を606万9,000円の増額、第3項健康管理センター費用を13万6,000円の減額、第5項訪問看護事業費用を14万5,000円減額としていきます。

今回の補正は、収入については決算見込みによる増額でございます。また支出につきましては、新型コロナウイルスに関連した物品の購入に伴う増額が主なものになっています。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正ですが、予算の第4条、本文括弧書き中、資本的収

入額が資本的支出額に対して不足する額2,383万7,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,285万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入において、第1項出資金1,388万1,000円を減額、第2項企業債を1,820万円減額し、第3項国庫補助金を115万1,000円減額し、第4項県補助金を22万円増額補正いたします。資本的支出においては、第1項建設改良費を2,399万7,000円減額する補正でございます。

第4条、たな卸資産購入限度額の補正でございます。

予算第9条中、たな卸資産の購入限度額6,878万円を7,680万7,000円に改める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

以上で、議案第21号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第21 議案第22 令和3年度 和水町一般会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第22号「令和3年度和水町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第22号「令和3年度和水町一般会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

表紙裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億7,642万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

一時借入金

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

歳出予算の流用

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流

用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

それでは、歳出予算、最初に予算の概要を説明いたします。

まず、当初予算の昨年度との比較については、8ページ、9ページを御覧ください。

款項目の款ごとに昨年度と比較いたしまして、増減額が記載されております。令和3年度当初予算は、対前年度で6,114万6,000円の増となっております。

まず、歳入について説明を申し上げます。

歳入の説明に当たりましては、前年度との比較で、大きな増減があつております款を中心に説明を申し上げます。8ページと併せて御覧いただければと思います。

それでは、10ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税は、新型コロナ等の影響から、個人分、法人分合わせて、対前年度で3,962万1,000円の減、その下、2項固定資産税は、評価替え等の実施により2,360万4,000円の減を見込んでおります。

11ページを御覧ください。

2款地方譲与税は、平成31年度税制改正におきまして、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境譲与税が創設されました。自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税は国税からの配分を受けるもので、直近の実績を基に算出いたしております。結果、これらを合わせた3つの地方譲与税は、対前年度で、合わせて766万円の減を見込んでおります。

12ページを御覧ください。

7款地方消費税交付金は、県税である地方消費税の配分を受けるもので、新型コロナの影響により地方消費税の大幅な減収が見込まれております。直近の実績から15%の減額を見込んだ結果、対前年度で2,980万9,000円の減となっております。

9款環境性能割交付金は、自動車取得税交付金の廃止によって、普通自動車に係る環境性能割交付金が創設されました。普通自動車の販売台数が低迷していることから、令和2年度実績見込みから一定の減額を見込み745万6,000円の減としております。

13ページを御覧いただきたいと思ひます。

11款地方交付税は、普通交付税が令和3年度から一本算定となります。地方財政計画の見通しでは5.1%の伸びが見込まれておりますが、一本算定の影響に加え国勢調査による人口減少による影響が懸念されます。このようなことを踏まえ、普通交付税は、令和2年度の実績から5%、9,504万3,000円の減を見込んでおります。

14ページと15ページを御覧いただきたいと思ひます。

14款使用料及び手数料は、全体で対前年度864万円の減です。主なものとして、昨年度の金栗生家観覧料300万円、和水町斎場使用料216万3,000円等が見込めないこととございます。

その他、体育施設等においても、新型コロナの影響を考慮して減額としております。

16ページを御覧いただきたいと思ひます。

15款国庫支出金は、全体で対前年度5,867万4,000円の増額です。主なものといたしまして、15款、1項、2目、1節新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金4,554万4,000円の増、同じく15款、1項、3目、1節過年度公共土木災害復旧費負担金8,284万円の増、17ページ、15款、2項、3目、2節新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,597万1,000円の増などがございます。

23ページを御覧いただきたいと思ひます。

18款寄附金は、対前年度で4億9,997万5,000円の増です。ふるさと応援寄附金の増額を見込んでおります。

19款繰入金は、特別会計繰入金と基金繰入金と合わせた、全体で対前年度4億4,227万5,000円の増でございます。主なものといたしまして、住宅造成事業会計繰入金3,398万2,000円の増、財政調整基金繰入金4億円の増となっております。

26ページを御覧ください。

町債は、全体で対前年度で5億1,610万円の減となっております。令和2年度の、総合グラウンド整備と、せきすい斎苑の改修に係る起債分がなくなったことにより減額となったものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出予算について説明をいたします。

28ページを御覧ください。

歳出予算の、款ごとの総額は9ページに記載してありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

まず、1款議会費、本年度予算8,100万2,000円計上いたしております。昨年度と大きな変更はございません。

29ページを御覧ください。

2款総務費は全体で、本年度予算15億6,472万4,000円計上いたしております。対前年度で5億355万4,000円の増となっております。増額の主な理由といたしまして、35ページの中ほどにございます6目企画費、7節報償費、ふるさと応援寄附金返礼品代2億1,582万円。それと37ページ、24節積立金のふるさと応援寄附金基金3億1,000円などによるものです。

また、令和3年度当初予算には、45ページから47ページにかけて、衆議院議員、町長、町議に係る選挙費を計上しておるところです。

続いて、48ページを御覧ください。

3款民生費は、全体で、本年度予算18億5,352万8,000円を計上いたしております。前年度比較で3,675万2,000円の増額となっております。事業等、ほぼ前年並みでございます。

続いて57ページをお開きください。

4款衛生費は、全体で、本年度予算7億7,664万6,000円計上いたしております。対前年度で1

億732万7,000円の減額となっております。

59ページを御覧ください。

まず、新たな事業といたしまして、2目予防費の12節委託料を中心とした、新型コロナワクチン接種事業費として、関係費目を足しますと約8,150万円を計上いたしております。

次に、63ページを御覧ください。

衛生費減額の主な理由といたしまして、8目斎場費、昨年度はせきすい斎苑改修に係る負担金として計上いたしておりました分の1億9,709万7,000円の減額によるものでございます。

続いて64ページを御覧ください。

6款農林水産業費は、全体で、本年度予算2億7,523万7,000円計上いたしております。対前年度で1,813万円の減額となっております。減額の主な理由として、67ページ、4目中山間地域直接支払い事業費の18節負担金、補助及び交付金の、中山間地域等直接支払交付金が対前年度で1,065万2,000円の減になっております。また、68ページ、一番上に記載されております9目土地改良事業費、18節負担金、補助及び交付金の県営事業負担金、対前年度で1,050万円の減額によるものでございます。

71ページを御覧いただきたいと思えます。

7款商工費は全体で、本年度予算1億1,398万円計上いたしております。対前年度で1,582万5,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、人件費の減額によるものです。

続いて75ページをお開きください。

8款土木費は、全体で、本年度予算7億1,366万1,000円を計上いたしております。対前年度で2億1,827万4,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、西光寺中林線、内田吹野線等の主要路線の工事完成によるものでございます。

続いて80ページをお開きください。

9款消防費は、全体で、本年度予算2億5,545万8,000円計上いたしております。対前年度で684万4,000円の減額となっております。ほぼ前年並みの計上額です。4分団2部（江栗区）に消防ポンプ積載車を配備することといたしております。

続いて、82ページを御覧ください。

10款教育費は、全体で、本年度予算5億4,045万1,000円計上いたしております。対前年度で2億8,337万4,000円の減額となっております。減額の理由は、総合グラウンド整備工事の完了によるものでございます。

続いて、101ページを御覧いただきたいと思えます。

11款災害復旧費は、全体で、本年度予算1億6,173万3,000円計上いたしております。対前年度で1億4,014万円の増額となっております。増額の主な理由といたしまして、102ページ、2目公共土木施設災害復旧費（令和2年度災）約1億3,019万8,000円の増でございます。その下、3目文化財災害復旧費といたしまして、12節委託料、田中城址関係の災害復旧予算、合わせまして1,167万円の増などがございます。

続いて、103ページをお開きください。

12款公債費は、全体で、本年度予算10億2,000万円を計上いたしております。対前年度で2,900万円の増額となっております。

その下、予備費は、昨年度と同額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、6ページ、第2表 債務負担行為を御覧ください。3つの事業について債務負担行為を計上いたしております。

まず、航空レーザ森林資源解折業務委託です。期間、令和4年度、限度額、717万5千円です。森林譲与税を財源に森林の資源の解折、地形解折を行い、森林経営計画に反映させるものでございます。

次に、土地評価（標準地評価）業務委託です。期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額、451万円でございます。

最後に、固定資産土地評価業務委託、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額、1,155万1,000円。この2つの事業は、令和6年度に、次回実施いたします固定資産の評価替えに当たり、その結果を反映されるために行うものでございます。

続いて、7ページ、第3表 地方債を御覧いただきたいと思っております。

子ども医療費助成事業から臨時財政対策債までの14事業に5億2,450万円を限度額として地方債を充当することといたしております。

以上で、令和3年度一般会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。1時から開会いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第23号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第23号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました、議案第23号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計予算」につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和3年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,922万9,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳入の主な科目から説明いたします。5ページをお開きください。

1款、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少に伴い、前年度予算に比べ、一般が2,291万6,000円減の2億4,264万2,000円、退職が1万3,000円減の2万2,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

3段目、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金9億7,198万3,000円を計上しております。国保事業の都道府県化に伴い、今までの国庫補助金や国保連合会から歳入が、この勘定科目に一本化されております。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費に係るもので、繰出し基準に基づき、1億1,379万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出の主な科目を説明いたします。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給料や事務経費として1,302万円を計上しております。

2目連合会負担金として110万8,000円を計上しております。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費は、個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険システム改修業務など事務経費として192万8,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。

1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費は、委員12名の報酬等38万8,000円計上しております。運営協議会は、年4回の開催を予定しております。

2款保険給付費、1項療養諸費の1目から5目まで合計しまして7億9,606万3,000円を計上しております。これは、一般被保険者及び退職被保険者の入院、外来、歯科、調剤など医療機関に係る費用でございます。

11ページを御覧ください。

2款保険給付費、2項高額療養費の1目から4目まで合計1億3,034万6,000円を計上しており

ます。これは、国保の被保険者の方が、医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担限度額を超える分の現物給付に係る費用でございます。

次に、2款保険給付費、4項出産育児諸費の1目と2目の合計で504万3,000円を計上しております。出産育児一時金、1件当たり42万円で、国保保険者12件の出生を見込んでおります。

次に、12ページを御覧ください。

2つ目の表、3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目一般被保険者分として、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分が合計3億2,439万4,000円計上しております。

次に、4款保険事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は、特定健診、人間ドック、保健指導に係る費用としまして2,157万4,000円を計上しております。

次の4款、2項保健事業費の1目保健衛生普及費は、共同電算保健事業の委託料、あんま・はり・灸の補助等として188万1,000円を計上しております。

2目の疾病予防費は、特定健診・特定保健指導やデータヘルス計画などを行うため、台帳整理、未受診者対策、訪問指導に係る会計年度任用職員の報酬、特定健診の対象とならない39歳以下の人間ドック委託料費用など1,257万2,000円を計上しております。

13ページをお開きください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金のうち、3目償還金は、過年度の療養給付費等負担金の返還金として1,000万円を計上しております。

14ページをお開きください。

次に、7款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となります。町立病院への繰出金665万円を計上しております。町立病院では、救急患者受入れ体制支援事業、糖尿病教室等の保険事業を計画しております。

以上でございますが、3月3日に開催いたしました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、議案第23号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計予算」の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第23 議案第24号 令和3年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第24号「令和3年度和水町介護保険事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第24号「令和3年度和水町介護保険事業会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,557万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

4ページをお開きください。

歳出になります。

歳出合計額、本年度14億7,557万3,000円に対しまして、前年度14億7,841万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして、284万5,000円の減額となっております。この主な要因といたしまして、1款の総務費を268万6,000円減額したことによるものでございます。

それでは、詳細を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳出の詳細になります。主なものだけ申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、前年度予算額3,332万5,000円に対しまして、今年度2,953万9,000円となり、378万6,000円の減額となっております。主な減額の要因でございますが、介護保険計画等の業務委託料の削減によるものでございます。

11ページをお開きください。

2款介護給付費、1項の介護サービス等諸費ですが、今年度予算額12億1,995万円で、前年度と同額の予算計上となっております。これは、事業量の変動がなく安定した介護サービスの提供が見込まれているためでございます。

次に、11ページ下段から12ページにかけての2款介護給付費、2項の介護予防サービス等諸費が、予算額4,670万1,000円です。これも前年度と事業量に変動がないと見込まれておりますので、同額の予算となりました。

同じく3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費についても、前年度の予算額と同額の予算となりました。

このように介護給付費の予算額が前年度と比較して変動なく予算組みができたのも、介護予防事業の充実した展開や町民の皆様の努力により、安定した介護保険運営につながっているのではないかと感じております。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目の第 1 号被保険者保険料です。

今年度予算額 2 億 2,894 万 5,000 円となり、前年度と比較いたしまして、737 万円を減額いたしました。減額の主な要因でございますが、消費税増税に伴う低所得者への負担軽減措置の第 2 弾として 65 歳以上である第 1 号被保険者の介護保険料率を引き下げたためでございます。引き下げた保険料につきましては、国が 2 分の 1、県、町で 4 分の 1 ずつ負担することになります。

7 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項の一般会計繰入金です。今年度予算額 2 億 3,741 万 2,000 円で、前年度と比較いたしまして 315 万 8,000 円の減額となりました。これは、4 目のその他一般会計繰入金や 5 目の低所得者保険料軽減繰入金が減額している影響によるものでございます。

同じく 2 項基金繰入金、2 目の介護給付費準備基金繰入金ですが、第 7 期の期間中に積み立てました 1 億円のうち 1,500 万円を取り崩し、介護保険会計に充当いたします。

以上で、議案第 24 号「令和 3 年度和水町介護保険事業会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 24 議案第 25 号 令和 3 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第 24、議案第 25 号「令和 3 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第 25 号「令和 3 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」について提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和 3 年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 9,631 万 4,000 円と定める。

2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

令和 3 年 3 月 8 日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

令和 3 年度は、介護保険第 8 期がスタートし、報酬単価は全体で 0.7% のプラスの改定が行われる予定となっておりますが、新型コロナの影響も考慮した予算となっております。

歳入の主なものについて説明いたします。

5 ページを御覧ください。

1 款サービス収入、1 項介護給付費、1 目施設介護サービス費収入が、前年度比 93 万 6,000 円増の 3 億 3,093 万 6,000 円を計上しております。

次に、2 目の居宅介護サービス費収入が、前年度比 456 万円の減の 3,384 万円を計上しております。

す。これは、1節の短期入所生活介護費収入で、前年度比360万円の減を見込んでいることなどが理由です。

次に、1款サービス費収入、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入が、前年度比110万4,000円増の7,130万5,000円を計上しております。

次に、2目の居宅介護自己負担金収入が、前年度比84万円減の852万円を計上しております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、4目その他負担金が、前年度比3万6,000円減の188万4,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

10款繰入金、1項一般会計繰入金は、前年度比348万9,000円増の4,880万1,000円の繰入れをお願いいたします。増額の理由につきましては、歳出全体では46万3,000円の減となっておりますが、歳入の1款サービス収入で、前年度比336万円の減を見込んでいることなどが理由となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、前年度比139万2,000円減の4億6,627万4,000円を計上しております。これは、特養及びショートの前職41名と会計年度任用職員16名、合計57名分の人件費と施設の維持管理費などとなっております。令和3年度は、職員の定年退職者が2名おり、退職手当組合特別負担金673万4,000円を計上しております。

9ページを御覧ください。

11節の役務費1,444万7,000円のうち介護士派遣手数料で1,257万円を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。

12節の委託料8,082万7,000円のうち、説明の下から2番目の給食業務委託料が、前年度比530万円減の6,070万円、その下の特老建設基本設計業務委託料で418万円を計上しております。

次に11ページを御覧ください。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費につきましては、前年度比92万9,000円増の2,904万円を計上しております。これは、デイサービスセンターの前職1名と会計年度任用職員5名、計6名分の人件費、それと施設の維持管理費などとなっております。増額の主な理由としましては、前年度2台の公用車の車検が5台と増え、修繕料や公課費などが増えたことなどとなっております。

次に、12ページを御覧ください。

4款予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

以上で、議案第25号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、議案第26号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第26号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計予算」につきまして提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうを御覧ください。

令和3年度和水町の住宅用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,197万8,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5ページを御覧ください。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、住宅宅地売払収入として4,197万8,000円を計上しております。歳入のほうは、未契約分の住宅宅地売払収入額をもって、事業費の歳入の総額としております。

続きまして、歳出のほうを御説明いたします。

最終ページ6ページを御覧ください。

2款事業費、1項事業費、1目宅地造成事業費として4,097万8,000円を計上しています。内訳としましては、消耗品やチラシ作成のための需用費を33万円、昨年度実施できませんでした福岡都市圏での新聞広告掲載のための役務費、広告料を44万円、主に販売促進費として計上しております。

委託料としまして、地質調査業務委託料を72万6,000円計上しております。これは、昨年8月に土壤改良工事を施工しました2区画につきまして1年後の販売開始を計画していましたので、8月頃販売開始前に地質の調査を実施するためのものでございます。

続きまして、工事請負費として550万円を計上しております。これは、敷地南西ののり尻の既設の側溝があります。経年劣化によりまして側溝のひび割れや脱落が見受けられるため、排水整備工事を実施するものです。

繰出金につきましては、直接事業に関する経費と予備費を差し引いた額、3,398万2,000円を一般会計へ繰り出すこととして計上しています。

3款予備費、1項予備費、1目予備費として100万円を計上しております。予算不足等緊急の事態に対応するため、計上しております。

以上で、議案第26号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計予算」の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第26 議案第27号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、議案第27号「令和3年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第27号「令和3年度和水町簡易水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,971万1,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

令和3年度の当初予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

予算書資料の6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節水道事業加入負担金といたしまして、24万円を計上しております。こちらは、令和3年度3件の新規加入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節水道使用料といたしまして、2,474万4,000円を計上しております。こちらは、給水件数530件、月額としまして206万2,000円と見込んで、12か月分として計上しております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金としまして、4,112万円を計上しております。こちらは、起債の元利金償還や事業運営のための繰入れを行うものです。

予算書資料の7ページを御覧ください。

8款町債、1目衛生債350万円を計上しております。こちらは、歳出で御説明いたしますけれども、法適化業務委託料に充当する起債でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の中の法適化委託料といたしまして、350万9,000円を計上しております。こちらは、公営企業会計移行に伴う委託料として計上しております。

26節公課費で160万円を計上しております。こちらは、事業会計で料金収入に消費税を上乗せして徴収していることから発生する消費税支払分として計上しております。

9ページを御覧ください。

2款衛生費、1目施設管理費、10節需用費で980万7,000円を計上しております。主なものとして、消耗品費71万8,000円は、塩素薬液や水道器材等の費用、こういったものを計上しております。修繕料129万円及びインフラ施設修繕料300万円については、設備機器の維持修繕料や水道施設の修繕料を計上しております。

12節委託料に426万9,000円を計上しております。施設管理や保守管理及び量水器や量水器ボックス等の取替委託料115万5,000円を計上しております。

2款衛生費、1目施設建設費、12節委託料で50万円を計上しております。江田交差点改良に伴う配水管布設替えの設計を計上しております。

14節工事請負費で1,157万6,000円を計上しております。100万円で配水管布設工事費を、1,057万6,000円で大藤簡易水道施設3号井戸の水中ポンプ入替え等の更新や井戸内洗浄などの施設工事費用として計上しております。

10ページを御覧ください。

3款公債費、1項公債費につきましては、1目元金の償還金として2,531万6,000円、2目利子の償還金としまして174万9,000円を計上しております。

以上で、議案第27号「令和3年度和水町簡易水道事業会計予算」についての、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第27 議案第28号 令和3年度 和水町下水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、議案第28号「令和3年度和水町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第28号「令和3年度和水町下水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,150万4,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

令和3年度の当初予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

予算書資料の6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金としまして、45万円を計上しております。こちらは、令和3年度3件の新規接続を見込んでおり、その加入分担金です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料現年分として、2,736万円を計上しております。加入件数は463件で、月額としましては228万円の12か月分の使用料として計上いたしております。

4款繰入金、1目一般会計繰入金としまして、4,896万9,000円を計上しております。こちらは、起債の元利金償還や事業運営のために繰入れを行うものです。

予算書資料の7ページを御覧ください。

7款町債の土木債470万円を計上しております。こちらは、歳出で御説明しますが、法適化移行支援業務委託に充当する起債でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料で473万円を計上しております。こちらは、公営企業会計への法適化移行に伴う委託料となっております。

26節公課費で76万円を計上しております。こちらは、下水道の料金収入に消費税を上乗せして徴収していることから発生する消費税支払分として計上しております。

9ページを御覧ください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費、11節需用費で1,346万9,000円を計上しております。

主なものとして、インフラ施設修繕料697万2,000円を計上しております。浄化センター及び下水管等の修繕費です。主なものとして汚水ポンプ・汚泥脱水機の修繕費を計上しております。

12節委託料としまして、1,600万1,000円を計上しております。主なものとして、浄化槽センター等の施設管理委託料1,316万9,000円、汚泥の運搬処理委託料であります産業廃棄物処理委託料211万2,000円でございます。

14節工事請負費としまして、220万円を計上しております。町道及び県道の取付管等の工事請負費でございます。

3款公債費、1項公債費につきましては、1目元金の償還金としまして2,193万3,000円、2目利子の償還金としまして458万9,000円を計上しております。

以上で、議案第28号「令和3年度和水町下水道事業会計予算」についての、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第28 議案第29号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、議案第29号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第29号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,665万7,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

令和3年度の当初予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目生活排水処理事業分担金、1節受益者加入分担金といたしまして538万円を計上しております。令和3年度32基の予定で浄化槽設置を見込んでいますところですが。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料としまして、3,649万1,000円を計上しております。こちらは、既設分725基、月額としましては、295万4,000円の使用料に新規設置数、32基ですけれども、こういったものを見込んで計上しているところですが。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目生活排水処理事業国庫補助金としまして、1,395万円を計上しております。こちらは、浄化槽設置に係る事業費の3分の1を国庫補助として受けるものでありまして、令和3年度は32基の設置を見込んでおります。

4款県支出金、1項県補助金、1目生活排水処理事業県補助金としまして、260万円を計上しております。こちらは、前年度の国庫補助対象事業として算出した補助金でございます。

7ページを御覧ください。

5款繰入金、1目一般会計繰入金としまして、3,314万円を計上しております。これは、起債の元利金償還や事業運営のために繰入れを行うものです。

8款町債、1目衛生債に3,410万円を計上しております。下水道事業債として1,710万円、過疎対策事業債として1,700万円を計上しております。こちらは、令和3年度の浄化槽設置見込み数

32基の事業費の充当分です。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧ください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費、12節委託料で3,824万4,000円を計上しております。こちらは、浄化槽清掃管理委託料としまして、既設分725基に新規設置等を見込んで予算を計上しております。

14節工事請負費で5,430万4,000円を計上しております。こちらも、32基の浄化槽設置を見込んでいます。

9ページを御覧ください。

3款公債費、1項公債費については、1目元金の償還金としまして2,391万2,000円、2目利子の償還金としまして145万3,000円を計上しております。

以上で、議案第29号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」についての、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第29 議案第30号 令和3年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29、議案第30号「令和3年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 有働君

○住民課長（有働和明君） 議案第30号「令和3年度和水町春富財産区特別会計予算」についての提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万8,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、5ページを御覧ください。

歳入のほとんどは、前年度繰越金20万6,000円で、歳入合計は20万8,000円を計上しております。

歳出については、6ページになります。

1款、1項、1目財産区管理委員会費として、委員会に係る報酬等で4万9,000円、2目財産管理費として、管理作業に伴う賃金、労災保険等に5万9,000円を計上しております。また、2款の予備費に10万円を計上しており、歳出総額20万8,000円を計上しております。

以上、議案第30号「令和3年度和水町春富財産区特別会計予算」の提案理由の御説明を終わり

ます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第30 議案第31号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30、議案第31号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました、議案第31号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和3年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,475万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

5ページをお開きください。歳入の主な科目から御説明いたします。

1款、1項後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料は、広域連合の試算により、合計で1億853万9,000円を計上しております。

次に、中ほどの4款繰入金、1項一般会計繰入金の1目事務費繰入金は、職員の人件費等で1,442万3,000円を計上しています。令和2年度から連合会の受託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、一般会計で受け入れて、後期会計へ繰り出しているものでございます。

2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補填として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県広域連合からの試算に基づきまして、5,358万9,000円を計上しております。

次の、5款、1項、1目の繰越金は、前年度からの繰越金で、35万9,000円を計上しております。

次に、6ページをお開きください。

中段の表、6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査費用、歯科健診費用の広域連合からの補填収入で、合計771万4,000円を計上しております。

次に、主な歳出を説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給与及び事務経費646万1,000円を計上しております。

次の1款総務費、2項、1目徴収費は、保険料徴収に係る事務費として33万5,000円を計上しております。

次の2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いただいた保険料と、一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要があるため、1億6,212万9,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、広域連合からの資料に基づき、健康診査、歯科健康診査の費用及びその事務費として、771万4,000円を計上しております。

次に、4目一体的事業費は、歳入で説明しました広域連合からの受託事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、事業実施に係る会計年度任用職員の人件費と事務費、合わせて665万1,000円を計上しております。

以上で、議案第31号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第31 議案第32号 令和3年度 和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、議案第32号「令和3年度和水町病院事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第32号「令和3年度和水町病院事業会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条が総則でございます。

第2条に業務の予定量を定めています。

第1号の病床数は、3階の一般病棟49床、このうち地域包括ケア病床を10床、4階の療養型病棟が42床、合計の病床数は91床となっております。

第2号の年間入院患者延べ数は、2万人、1日平均55人を見込んでおります。これは昨年度並みの見込みでございます。

第3号の年間外来患者延べ数は、2万5,000人、1日平均103人を見込んでおります。これも昨年同様の見込みでございます。

この数字は、あくまでも見込みの延べ患者数でございまして、それを計上させていただいております。

第4号の主要な建設改良事業の資産購入費は、医療機器購入と一般備品購入を予定しており、758万7,000円としております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、次のとお

り定める。

収入、支出共に9億5,413万4,000円を計上しております。前年度の当初予算に比べまして4,188万3,000円の増額となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,580万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

資本的収入を3,487万7,000円、資本的支出が6,068万1,000円となり、不足額の2,580万4,000円を当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号では収益的支出における各項間の流用、第2号で資本的支出における各項間の流用が可能なことを表しております。

次に、第7条で議会の議決を経なければ流用ができない経費といたしまして、第1号で職員給与費で6億2,905万1,000円、第2号で交際費といたしまして33万円を計上しております。

第8条で、たな卸資産の購入限度額は、5,987万2,000円と定めております。これは医業費用の材料費を計上しておるところでございます。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

なお、次の3ページから6ページに、令和3年度の和水町病院事業会計予算実施計画書で、収益的収入及び支出についての予算額となっております。

7ページ、8ページは、資本的収入及び支出についての予算額でございます。

9ページと10ページは、予定キャッシュ・フロー計算書となっております。年間の業務活動や投資活動、財務活動それぞれのお金の動きを表したものでございます。

次が11ページから19ページは、職員の給与費の明細書となっております。

続きの20ページと21ページは、令和3年度の予算執行後の令和4年3月31日での財産の状況を想定した予定貸借対照表となっております。

それから、22ページ、23ページが令和2年度、一年間の営業活動を行った上での令和3年3月31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書でございます。令和2年度の決算といたしましては、6,366万3,599円の純利益を見込んでおります。23ページの下から3段目のところです。これが一応見込みでございます。

次に、24ページ、25ページが令和2年度末現在の財産の状況を想定した予定貸借対照表として、それぞれ計上しています。

続きまして、26ページから35ページは、収益的収入及び支出につきましての予算説明書と、36ページから37ページまでを資本的収入及び支出の予算明細書として計上しております。

以上で、議案第32号「和水町病院事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。
御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

議案第22号「令和3年度和水町一般会計予算」から議案第32号「令和3年度和水町病院事業会計予算」までの審査については、委員会の審査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第32号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第32 議案第33号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第32、議案第33号「南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 有働君

○住民課長（有働和明君） 議案第33号「南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について」の提案理由の御説明を申し上げます。

南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について

南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約を廃止する規約を次のとおり定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

普通地方公共団体間で事務委託の廃止を行おうとするときは、地方自治法第252条14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和2年度は、せきすい斎苑改修工事に伴いまして、南関町民の方の火葬事務を和水町斎場で執り行ってきましたが、せきすい斎苑の改修工事が完了し、4月1日から火葬事務については、せきすい斎苑での火葬事務となるため、この火葬事務の規約を廃止するものです。

以上、議案第33号「南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

日程第33 議案第34号 和水町斎場条例の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第33、議案第34号「和水町斎場条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 有働君

○住民課長（有働和明君） 議案第34号「和水町斎場条例の廃止について」の提案理由の御説明を申し上げます。

和水町斎場条例の廃止について

和水町斎場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町斎場条例は廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するでございます。

提案理由を申し上げます。

和水町斎場の閉鎖に伴い、条例を廃止するものです。

これが条例案を提出する理由でございます。

和水町斎場は、このたび、せきすい斎苑のリニューアルに伴いまして、町内火葬事務はせきすい斎苑で行うこととなります。それに伴い、和水町斎場を閉鎖するため、和水町斎場条例を廃止するものでございます。

以上、議案第34号「和水町斎場条例の廃止について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。2時10分から再開します。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時08分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34 議案第35号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第34、議案第35号「町道の路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第35号「町道の路線認定について」提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議決を求める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由といたしまして、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、今回、提案しております。

次のページを御覧ください。

路線番号161番です。路線名は藤田さくらタウン線となります。起点は、和水町藤田字後田から、終点は和水町藤田字西原までとなり、道路延長は約287メートル、幅員は4メートルから17.7メートルです。町道藤田前原線から藤田さくらタウン入り口を起点としまして、宅地内道路を路線認定し、終点はさくらタウン内の水道施設前までとしております。

以上で、議案第35号「町道の路線認定について」の提案理由の説明を終わります
御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第35 議案第36号 新町建設計画の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、議案第36号「新町建設計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第36号「新町建設計画の変更について」提案理由の説明を行います。

新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則、第2条、第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由としましては、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、菊水・三加和合併協議会において策定した新町建設計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

これが、この議案を提出する理由です。

まず、この計画につきましては、合併特例債の活用のための根拠計画となりますので、合併特例債の状況について御説明したいと思います。

新町建設計画を策定しまして、和水町では、令和2年度の見込みを合わせますと、今まで学校建設事業や振興基金造成事業等に活用されまして、ハード事業で約15億円、基金事業として7,000万円ほどが発行可能額として残っております。

これを踏まえまして、お配りしております新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページにありますように、法改正がなされまして、平成27年に続き2回目の変更となります。

次に、2行目にありますように、計画の期間のほうが今回5年間延長されて、令和7年度までとなります。

2行目以降から新旧対照表12ページまで作成しておりますが、前回の変更時以降にいろいろ人

口とかデータの変更した部分の追加と、県と事前協議のほうを実施しておりますので、文言修正等が主な変更となっております。

今回は、この期間が延長したことにより、合併特例債等の発行可能残額の活用が5年間また可能となっております。

以上で、議案第36号「新町建設計画の変更について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いします。

日程第36 議案第37号 財産の処分について（旧神尾小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第36、議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」について提案理由の説明を行います。

財産の処分について（旧神尾小学校・土地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年3月1日和水町条例第51号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

売却する財産としましては、所在のほうは、和水町大田黒字東川534番1、学校用地の72平方メートルから、和水町大田黒字東川578番1、学校用地の366平方メートルまで、合計で9筆、総面積のほうで1万6,455平方メートルとなります。

売却予定価格としましては、3,000万円、売却の相手方が、大阪府八尾市南久宝寺1丁目26番地、株式会社Ring、代表取締役、靱山典保。

提案理由としましては、旧神尾小学校の土地を和水町学校跡地施設活用事業によって処分するに当たり、契約候補者である株式会社Ringのほうに、地方自治法第96条第1項第8号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回提示した価格というのは、公募型プロポーザルを実施したときに示しました参考価格を、土地につきましては超えておりますので、財産の処分ということで上程をしております。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第37号「財産の処分について（旧神尾小・土地）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いします。

日程第37 議案第38号 財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、議案第38号「財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第38号「財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）」について提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

減額譲渡する財産、まず建物、種類が校舎で、構造が鉄筋コンクリート造り2階建、面積が1,713.34平方メートルです。あと体育館、鉄筋コンクリート造り平家建て、1,030平方メートル、倉庫のほうは木造の平家建て、30平方メートル、プール専用の附属の部屋のほうで、コンクリートブロック造りの平家建て、73.8平方メートル。合計で、建物は4棟、2,847.14平方メートルとなります。

工作物としまして、プール、FRP造りのプールが、面積のほうは350.00平方メートルとなります。

譲渡価格につきましては、7,700万円、これには消費税金の700万円が含まれております。

減額譲渡の相手方、大阪府八尾市南久宝寺1丁目26番地、株式会社Ring、代表取締役、靱山典保でございます。

提案理由としましては、旧神尾小学校の建物等を和水町学校跡地施設活用事業によって株式会社Ringに減額譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める必要があり、これが、議案を提出する理由であります。

建物につきましては、公募型プロポーザルを実施したときに示しました参考価格を、譲渡する価格のほうを下回っておりますので、今回は財産の減額譲渡として上程をしております。

以上で、議案第38号「財産の減額譲渡について（旧神尾小・建物等）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いします。

日程第38 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第38、議案第39号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前淵康彦君） 議案第39号「工事請負変更契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年12月11日に議会の議決を経た工事請負変更契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和3年3月8日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

工事名は、和水町総合グラウンド整備工事です。

工事場所は、和水町前原地内です。

工期といたしまして、変更前は令和2年7月17日から令和3年3月15日までを、変更後、令和2年7月17日から令和3年3月19日までとお願いするものでございます。

4、変更前の契約金額が2億3,332万3,117円、税込みです。変更後の契約金額は2億3,538万2,594円、税込みです。変更増金額は205万9,477円、税込みとなります。

5、契約の相手方は、熊本県玉名郡長洲町大字原赤字堀越1530番地1、興亜建設工業株式会社、代表取締役、末吉益美でございます。

提案理由といたしましては、和水町総合グラウンド整備工事について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

工事の確定に伴って、変更契約をお願いするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第39 陳情等の委員会付託について

○議長（蒲池恭一君） 日程第39、「陳情等の委員会付託について」は、お手元に配りました「陳情等一覧表」のとおり、配付及び所管の委員会に付託しましたので報告します。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後2時22分